

↳ 退職金にかかる住民税

Q : 退職金にかかる住民税の計算方法が変更になったそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

退職金に対する住民税の計算方法が、今年から変更されています。

これまでは、地方税法別表第一(都道府県民税)と別表第二(市町村民税)を使って税額を計算していましたが、税源が地方に移譲されたことにより、住民税が一律になりましたので、今年の1月からは、次の算式によって求めることとなりました。

都道府県民税(百円未満切捨て)

退職所得×3.6%

市町村民税(百円未満切捨て)

退職所得×5.4%

具体的には、次のように計算します。

(例)勤続30年の者に2,000万円の退職金を支給する場合

退職所得控除額=800万円+70万円×(30-20)=1,500万円

退職所得=(2,000万円-1,500万円)×1/2
=250万円

都道府県民税=250万円×3.6%
=9万円

市町村民税=250万円×5.4%
=13.5万円

